

個人情報開示等審査諮問書

瑞浪市個人情報保護審査会会長 様

瑞浪市長 水野 光二



このことについて、瑞浪市個人情報保護条例第23条第2項の規定により、諮問します。

諮問の内容	個人情報の保護に関する法律施行条例制定の基本方針について
諮問の趣旨 及び理由	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）が改正され、令和5年4月から、地方公共団体に個人情報保護法が一律に適用されることになりました。</p> <p>これにより、本市が定めていた瑞浪市個人情報保護条例については令和5年3月末で廃止し、令和5年4月からは法律で委任された事項等を定める「瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、適用することになります。</p> <p>つきましては、別紙のとおり条例制定の基本方針を作成しましたので、その内容について審査会に諮問します。</p>
担当部課等	総務部総務課 伊東 政博（電話内線328）
備考	

添付資料：別紙 瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の基本方針について

- 資料1 瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）
- 資料2 瑞浪市個人情報保護審査会条例（案）
- 資料3 個人情報保護制度見直しの全体像（総務省資料）